

## 公益社団法人日本女医会 山本纈子（やまもとひろこ）賞 規程

- 第1条 公益社団法人（以下、公社）日本女医会 「山本纈子（やまもとひろこ）賞」は山本纈子氏の御遺志により（公社）日本女医会に寄付された基金 500 万円から、若手女性医師の海外におけるグローバルな活躍を目的とした助成を行うものである。
- 第2条 英語表記  
The Hiroko Yamamoto Award, Japan Medical Women's Association とする。
- 第3条 山本纈子賞の授与は、原則、毎年 2 名とする。
- 第4条 助成金授与額  
原則、一人当たり 10 万円とする。
- 第5条 選考対象  
申請時に満 45 歳未満で、大学病院または総合病院などに常勤医として勤務しており、海外学会報告などの学術活動を行っている、またはこれから行う予定の日本国に在住している女性医師（教授は除く）とする。臨床・基礎医学の別は問わない。
- 第6条 申請に必要な書類  
1) 申請書  
2) 履歴書（写真貼付）  
3) 学会発表の抄録  
4) 研究に関する自著を含む共著論文 2 編  
申請書類に加えて次の書類も併せて提出しなければならない  
1) （公社）日本女医会会員（選考委員を除く）2 名の推薦状  
2) 誓約書  
3) 業績目録
- 第7条 選考委員  
（公社）日本女医会会長、副会長、学術部理事および会長が任命した若干名とする。
- 第8条 授与  
受賞者は原則として、受賞年度に開催される総会において表彰される。
- 第9条 報告  
学会発表報告を受賞後 1 年以内に行うものとする。報告書は日本女医会会報に掲載する。